

自由化範囲拡大に伴う検討事項について

平成15年10月9日
系統利用制度WG事務局

1. 基本的な考え方

本年2月の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告を受け、平成16年4月からは、現行制度を基本とした暫定的な位置付けとして、高圧500kW以上の需要家を対象に自由化範囲を拡大するとともに、平成17年4月からは、先の通常国会で成立した電気事業法等一部改正法の施行に併せ、全ての高圧需要家を対象に自由化範囲を拡大することとなっている。

このうち、平成16年4月から平成17年3月末までの間は、全ての高圧需要家の中に規制対象高圧需要家(50kW～500kW未満)と自由化対象高圧需要家(500kW以上)が混在することになるという状況を踏まえれば、自由化対象高圧需要家が供給者に関する実質的な選択肢を持ち得るためには、高圧需要家が自ら自由化対象需要に該当するかどうかの判断を容易に行うことができ、また、自由化対象となった高圧需要家が自己責任の下で供給者を選択できるように、現行制度を基本としつつ、制度面での環境整備を行うことが必要となる。

かかる観点から、以下の具体的な項目について検討を行うこととする。
(以下の各項目と自由化範囲拡大スケジュールとの関係については、別紙1参照)

- 項目1：「500kW以上」の判定基準について
- 項目2：「500kW以上」の自由化範囲の周知方法等について
- 項目3：需要場所の考え方について
- 項目4：自由化範囲拡大に伴う経過措置について

なお、平成17年4月以降は、全ての高圧需要家が自由化対象となることから、上記項目のうち、平成17年4月以降にも共通するものについては、併せて検討を行うこととする。

(注)ただし、沖縄電力の供給区域においては、別途自由化範囲が設定されているため、今回の検討項目についても別途検討する。

2. 具体的な検討項目

項目1 「500kW以上」の判定基準について

自由化対象範囲は、現行において、「需要家の使用する電気の規模」及び「需要家が受電する電圧」によって定義。平成16年4月以降及び平成17年4月以降の自由化対象範囲についても、現行と同様の考え方で定義することが適当。このうち、「需要家が受電する電圧」に関しては、平成16年4月以降、高圧以上とすることが適当。したがって、以下では、「需要家の使用する電気の規模」に関して検討を行う。

(1) 現行制度における判定基準

現行の自由化対象需要は、省令（電気事業法施行規則）において、「一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として2千キロワット以上の者の需要」と定義。

ここで、使用最大電力とは、「一の需要場所」における需要家の総需要規模（契約電力とは異なる）をいい、自家発電所を有する場合は、その能力を併せ考えたもの、と解釈。

(2) 平成16年4月から平成17年3月末までの自由化範囲拡大に対応した判定基準

平成16年4月から高圧500kW以上が自由化対象需要になるが、平成17年3月末までの間は、高圧電線路で受電している需要家群の中に、自由化対象需要（500kW以上）と規制対象需要（50kW～500kW未満）が混在することになるため、自由化対象需要を確定することが必要。

しかしながら、現行の「一の需要場所における使用最大電力」を基準にした判定方式では、使用最大電力の確定が煩雑になり、かつ、使用最大電力の確定を巡る混乱も生じかねない。

そこで、平成16年4月から平成17年3月末までの間は、自由化対象需要に該当するかどうかの判定の客観性、容易性を確保する観点から、現行の「一の需要場所における使用最大電力」を基準に判定するのではなく、「一の需要場所における電力会社との最大契約電力」を基準に判定することが妥当ではないか。

この場合、一の需要場所において複数の需給契約を締結している需要家については、「常時供給に係る契約電力+それ以外の契約電力」を基準に判定することが妥当ではないか。(別紙2参照)

また、自由化対象需要の判定に係る複雑な取扱いを回避するため、同期間において、ある一の需要場所において自由化対象需要と判定された需要家は、その後の契約電力の変更に関わらず当該一の需要場所においては自由化対象需要として扱うことが妥当ではないか。

なお、接続供給の契約電力の決定方式については、小売契約との整合等を踏まえたものとするのが妥当ではないか。(別紙3参照)

(3)平成17年4月以降の自由化範囲拡大に対応した判断基準

平成17年4月以降は、全ての高圧需要家(50kW以上)が自由化対象需要になるが、「50kW以上」に該当するかどうかの判断基準について、「500kW以上」の判定にかかる判断基準と異なるものを設ける実益に乏しいことから上記(2)と同様の判断基準にすることが妥当ではないか。

項目2 「500kW以上」の自由化範囲の周知方法等について

既に述べたとおり、平成16年4月から平成17年3月までの間は、高圧で供給を受ける需要家群の中に自由化対象需要家と規制対象需要家が混在することになるため、平成16年4月に先立ち、新たに自由化対象となる需要家(500kW以上の高圧需要家)に対し、需要家の実質的な選択肢拡大を確保する観点から、行政及び電力会社において、何らかの周知活動を行うことが必要ではないか。

(1)行政の取組

例えば、行政の取組みとしては、以下のようなことを実施すべきではないか。

- ・ 政府広報等のPR手法を活用した広く一般への周知
- ・ 資源エネルギー庁のホームページを利用し、需要家に供給者の具体的な選択肢について紹介するため、特定規模電気事業者のリストを掲載したページの作成(資源エネルギー庁のホームページから特定規模電気事業者のWEBサイトにジャンプするようにできること、問い合わせの電子メールを送信できるようにするなど、特定規模電気事業者の意向を踏まえつつ作成)

(2) 電力会社の取組

例えば、電力会社においても、以下のような取組みを実施すべきではないか。

- ・ 高圧需要家を対象に、平成16年4月以降の自由化範囲拡大についての請求書・チラシ等への記載や、各社のホームページ等からの情報提供
- ・ 需要家の了解を得た特定規模電気事業者からの問い合わせに対し、当該需要家が自由化対象であるかどうかを伝えるなど、電力会社から新規参入者に対し、自由化対象需要家であるかどうかの判定に係わる情報を提供。

なお、平成17年4月から全ての高圧需要家が自由化対象需要になるが、平成17年4月時点で、自由化対象需要は、全国で約75万件になることから、需要家の実質的な選択肢拡大の観点から、平成17年4月の自由化範囲拡大に先立ち、上述した周知活動と同様のことを行うのが望ましいのではないかと。

項目3 . 需要場所の考え方について

(1) 現行制度における需要場所の考え方

現行制度において、自由化対象需要に係る需要場所の考え方は、省令において、以下のとおり定義。

一の建物内

さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内隣接する複数の 一に定める構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの（いわゆる共同受電）

(2) 平成16年4月以降の需要場所の考え方

需要場所の基本的な考え方については、引き続き現行どおりとすることが適当。ただし、高圧需要への自由化対象拡大に伴い、典型的な一の建物又は一の構内に該当しないケースも一つの需要単位として生じ、既にそれらの需要単位に対しては電力会社が個別に契約しているという状況にもかんがみれば、配電設備形成の効率性を勘案しつつ、需要家の実質的な選択肢拡大及び需給契約における需要家の地位の安定性確保の観点から、こうした需要単位も一の需要場所として取り扱うことが可能となるようにすべきではないかと。

(例) 典型的な「一の建物」又は「一の構内」に該当しないケース

- ・ 集合住宅における共用部分
- ・ 公衆街路灯

なお、これらの需要場所については、新たな自由化対象需要として需要家が認識することが極めて困難であるため、行政及び電力会社において、これらの需要場所における需要が高圧需要である場合には、こうした需要場所の需要家に対しても自由化範囲拡大について周知することが必要ではないか。(具体的な周知方法については、項目2を参照)

項目4 . 自由化範囲拡大に伴う経過措置について

(1) 新しく自由化対象需要となる高圧需要家の既需給契約の扱い

自由化範囲拡大により自由化対象となった需要家に対しては、需給契約における需要家の地位の安定性確保や契約の継続性の観点から、需要家又は電力会社から特段の意思表示の無い限り、自由化範囲拡大以前の電力会社との間の需給契約内容が継続されることとすべきではないか。

(2) 平成16年度分の託送収支及び部門別収支の扱い

現在、電力会社が自主的に作成する託送収支及び省令に基づき作成する部門別収支計算書については、平成17年4月以降自由化対象需要の範囲が高圧供給で受電している全ての需要家にまで拡大されることにかんがみれば、平成16年度の託送収支及び部門別収支について、500kWで分割することの実益は乏しいため、託送収支については特別高圧需要と全ての高圧需要の合計の託送収支とし、部門別収支については特別高圧需要と全ての高圧需要の合計の部門別収支として整理してはどうか。

(なお、会計分離に関する課題については、電源線の取扱いなどの検討を行った後に、本ワーキンググループで議論することとする。)

自由化範囲拡大スケジュールと各項目の関係

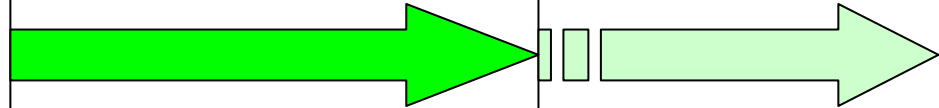
平成16年4月
〔高圧500kW以上の需要家に
自由化範囲拡大〕

平成17年4月
〔全ての高圧需要家まで
自由化範囲拡大〕

現行制度を基本

改正電気事業法に
基づく制度

【項目1】
「500kW以上」の判定基準について



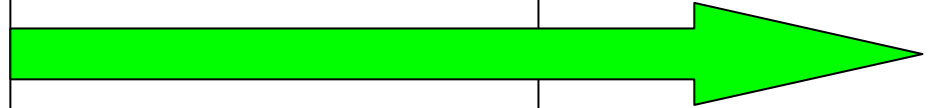
50kW以上の判断基準
として適用

【項目2】
「500kW以上」の自由化範囲の
周知方法等について



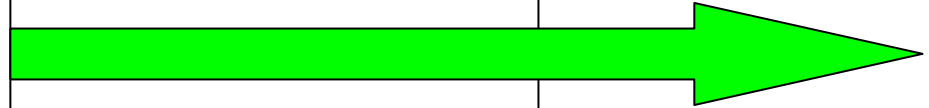
50kW以上の周知方法
として実施

【項目3】
需要場所の考え方について



【項目4】
自由化範囲拡大に伴う経過措置につ
いて

(1) 新しく自由化対象需要となる高圧
需要家の既需給契約の扱い

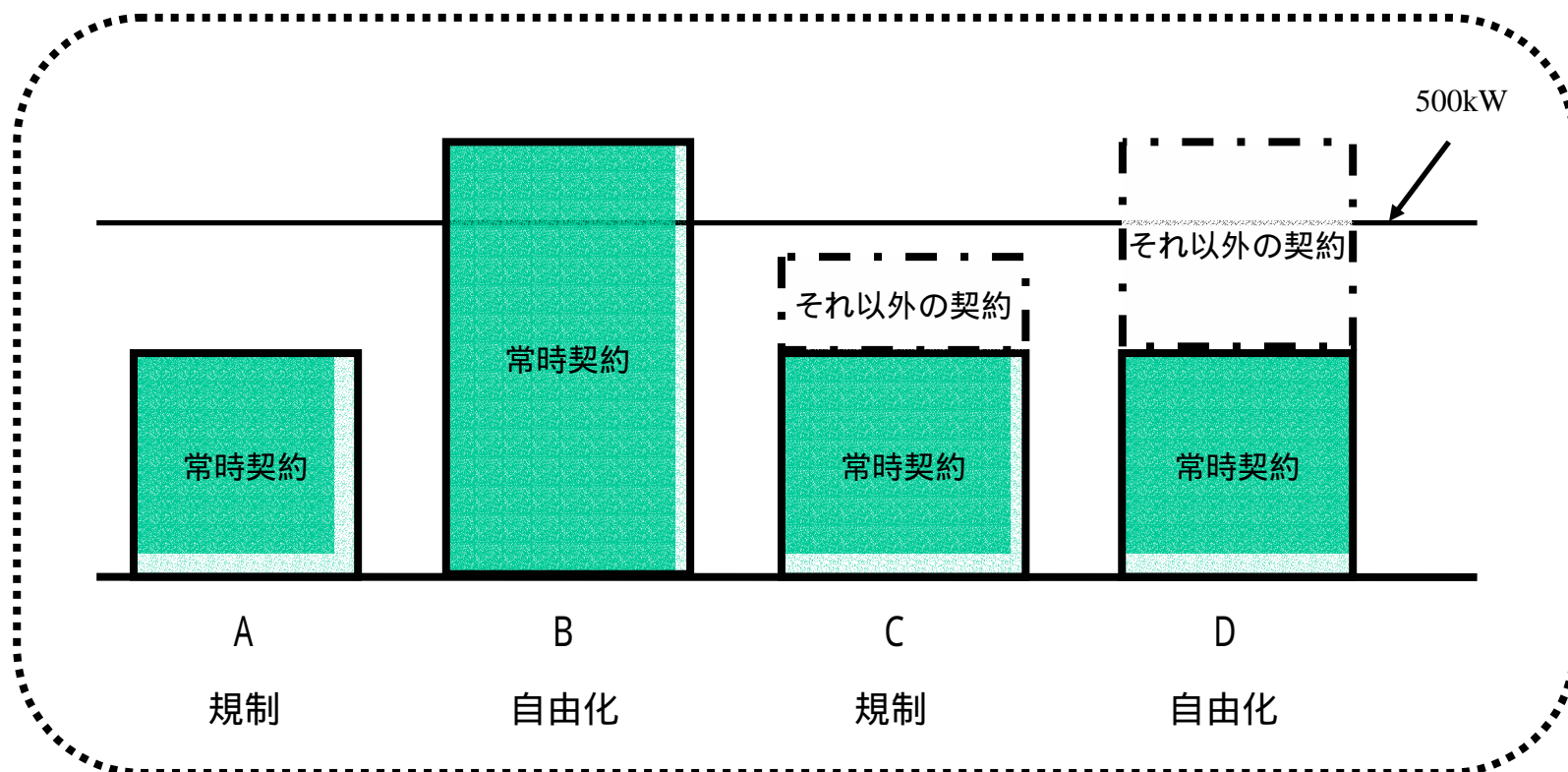


(2) 平成16年度分の託送収支及び部
門別収支の扱い



500kW以上の判定基準について

500kW以上の判定に当たっては、
電力会社と「常時契約（高圧電力、業務用電力等）のみ」締結している場合、常時契約の契約電力で判断（下図において、Aは規制需要、Bは自由化対象需要と判定）
電力会社と「常時契約＋それ以外の契約」を締結している場合、常時契約とそれ以外の契約の合計契約電力で判断（下図において、Cは規制需要、Dは自由化対象需要と判定）



託送契約電力の決定方式

託送の契約電力決定方式(案)

原則、小売の常時契約電力決定方式と整合を図る

[常時契約のみの場合]

	託送(接続)供給契約電力 500kW以上	託送(接続)供給契約電力 500kW未満
常時	協議	実量制

[複数契約の場合]

	託送(接続)供給契約電力 500kW以上		託送(接続)供給契約電力 500kW未満
	常時部分500kW以上	常時部分500kW未満	常時部分500kW未満
常時契約部分	協議	実量制(ex. 400kW)	実量制(ex. 400kW)
自家補契約部分	協議	協議(ex. 150kW)	協議(ex. 50kW)

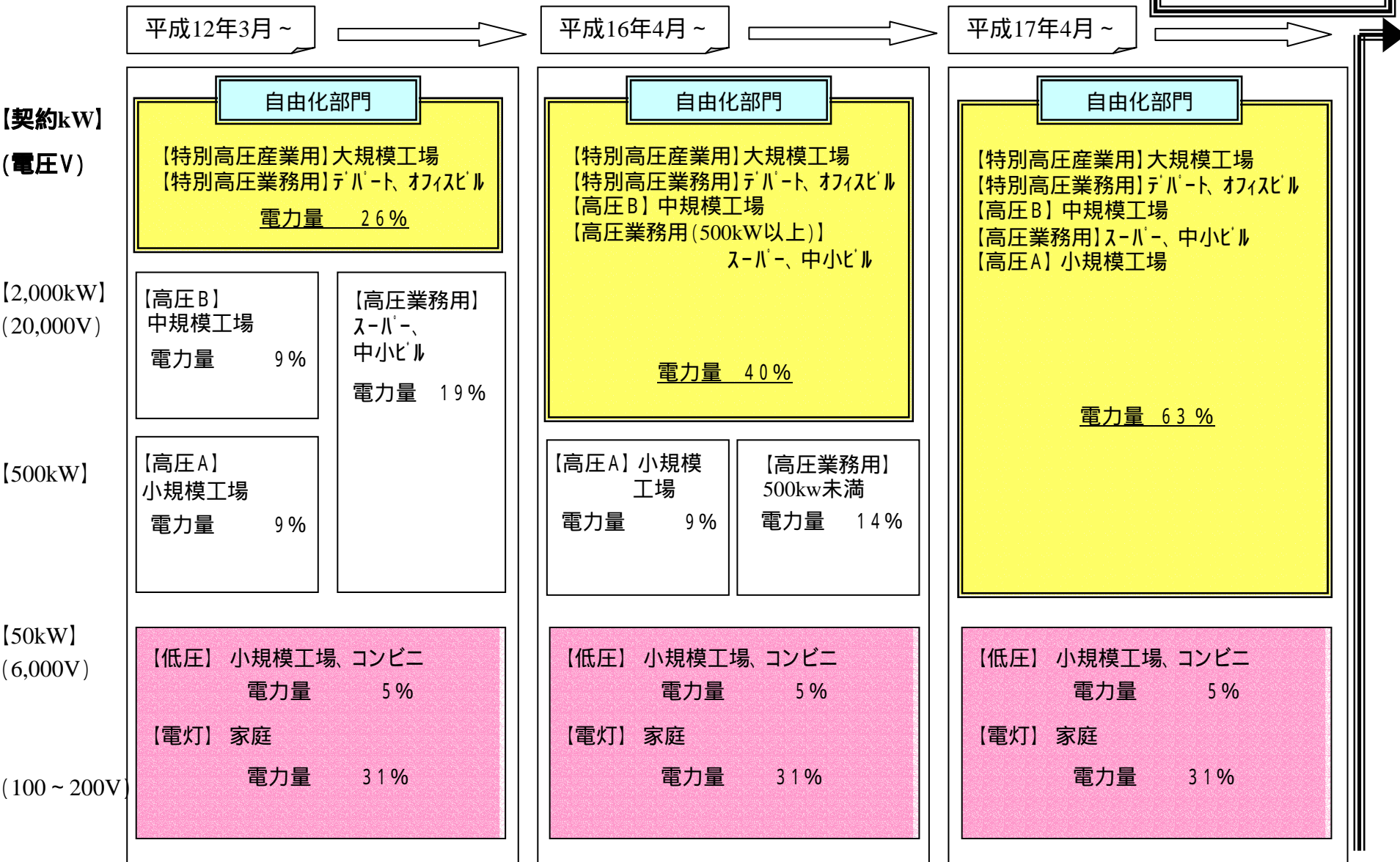
(参考)小売の契約電力決定方式

	契約電力500kW以上	契約電力500kW未満
常時	協議	実量制
自家発補給	協議	協議

電力小売市場の自由化の拡大に向けたスケジュール

(参考資料1)

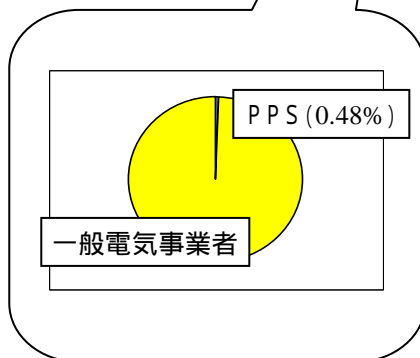
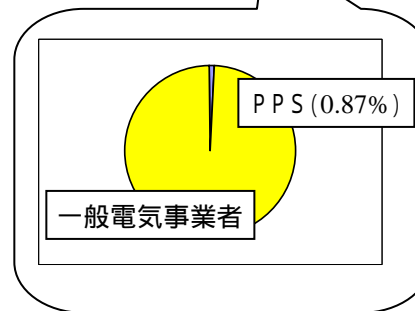
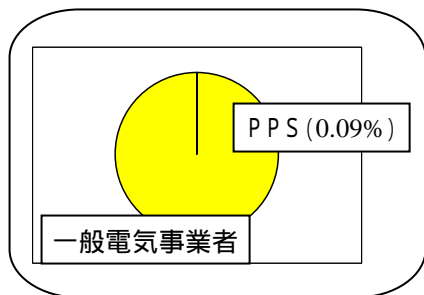
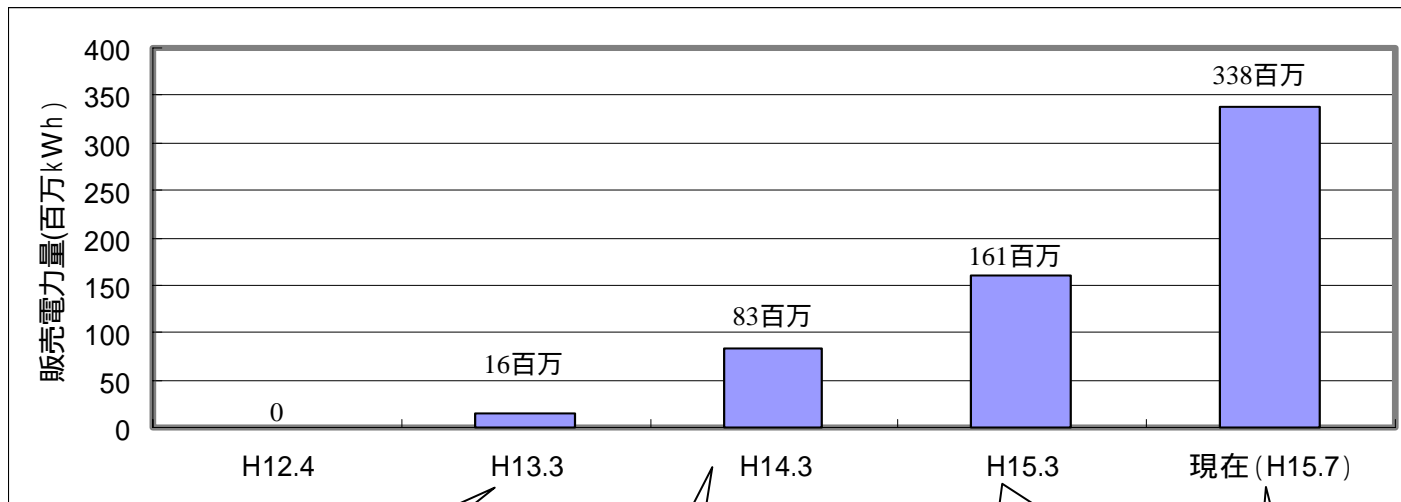
19年4月頃を目途に全面自由化の検討開始



(注) 現在の沖縄電力の自由化の範囲は20,000 kW、60,000V 以上であるが、16年4月に特別高圧需要家(原則2000kW以上)に拡大し、19年4月頃を目途に特別高圧需要家未滿への拡大の検討を開始。

新規参入者の参入状況

新規参入者の販売電力量推移



電力小売自由化部門における
新規参入者の参入割合

PPS: 新規参入者

一般電気事業者: 大手10電力会社

(出典: 発受電月報をもとに作成)